

平成27年度予算編成方針

1. 国の動向

国は、平成27年度予算の概算要求の基本的方針として、「中期財政計画」に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

その中で、義務的経費については聖域を設けることなく、制度の根幹まで踏み込んだ抜本的な見直しを行い可能な限り歳出の抑制を図るほか、その他の経費についても前年度の90%の範囲内とする一方、地方の創生を目指す「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けるなど、予算の重点化を図ることとしている。

地方財政についても、国の歳出の取組みと歩調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、26年度地方財政計画と同水準を確保するとされている。しかしながら、予定される消費税引き上げの影響や歳出特別枠の見直しなど不透明な部分が多いことから、今後とも国の動向を注視していく必要がある。

2. 本市の財政状況及び今後の財政見通し

本市は、これまで行政改革大綱及び行政改革推進計画(集中改革プラン)を策定し、歳出削減や歳入確保等に努めてきた。平成18～25年度においては約36億円の行政改革効果があり、さらに国の景気対策等の影響もあって、財政状況は一定の改善が図られてきたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化が進む中、市税収入は減少傾向にあり、歳出では、社会保障関係費の支出が増加してきている。さらに、平成28年度から地方交付税の合併算定替が終了して大幅な歳入減や公共施設の老朽化による更新・維持管理費の増加が見込まれ、財政状況は今後一層厳しい局面を迎えることが予想される。

このため、既存の事務事業の抜本的な見直しのほか、中長期的な視点に立った新たな産業振興、地域活性化への取組みが求められている。

3. 予算編成の方針

今後厳しい財政状況が予想される中、平成27年度の予算編成は財政の健全性を堅持しながら、本市将来像の実現に向け、次に掲げる方針に基づき行う。

記

1. 政策的事業の推進

総合計画に掲げる施策について、産業振興や人的ネットワークを活かした地域活性化、交流人口の拡大につながる施策を重点的に推進すること。

また、市長マニフェストに掲げられた施策・事業については、財源等を勘案しながら具体化に向けて取り組むこと。

市制施行10周年の記念事業については、新規事業に加え、既存事業の中での取組も検討すること。

なお、予算要求に当っては、重複・関連する事業について統廃合等を行うとともに、新規事業はスクラップ・アンド・ビルドの観点に立って計画立案すること。

2. 投資的経費の取扱い

普通建設事業等の投資的経費については、合併特例債等の有利な財源を活用するとともに、既存施設の長寿命化、多目的化・複合化及び将来を見据えた適正配置を踏まえた整備計画とすること。予算要求に当っては、補助・単独を問わず、実施計画における査定枠内での要求を基本とすること。

3. 徹底した行財政改革

引き続き、第二次行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）に基づく見直し・改善を行うこと。特に、事務事業評価において指摘された事項については十分な検討を行い、その成果は27年度予算に反映させること。

4. 経常経費の削減

物件費、維持管理費等の経常経費（義務的経費、債務負担行為設定額等を除く）に係る各課への配分は、原則として26年度当初予算額の99%以内とする。

5. 国・県の動向の把握と対応

今後、国においては消費税引上げなど新たな経済対策や制度改正等が予想されるが、予算編成は現行制度で進める。関係省庁の動きについては所管課において県等の動きを含めて的確に把握し、財政課と連携を図りながら適切に対応すること。消費税が引き上げられた場合、必要に応じ、補正予算で対応する。

6. 特別会計・公営企業会計の健全化

特別会計・公営企業会計についても、一般会計と同様、徹底した事務事業の見直し、経常経費の削減を行うこと。また、独立採算の原則を認識し、運営の合理化・効率化に努めること。